

## 福岡都市計画地区計画の変更(福岡市決定)

都市計画大橋三、四丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大橋三、四丁目地区地区計画	
位 置	福岡市南区大橋三丁目、大橋四丁目及び三宅一丁目の各一部	
面 積	約 1.9ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>福岡市南部の『副都心』として位置づけられた「大橋地区」は、土地区画整理事業による基盤整備の完了に伴い、地区内の核施設である西鉄大牟田線大橋駅を中心として、商業・業務・文化機能の高度な集積が進行しつつある。</p> <p>副都心に近接した当地区は、「国道385号線」(幅員22m)の整備完了に伴い、旧商店街の復活等新たな商業・業務施設の集積が見込まれる。</p> <p>このため、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進するとともに、周辺の住宅地の環境に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	副都心に近接した幹線道路沿線としての立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な商業・業務施設等の集積を図る。
	建築物等の整備の方針	健全な商業・業務施設の誘導を行うとともに、良好な市街地環境の形成を図ることを目的として、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。

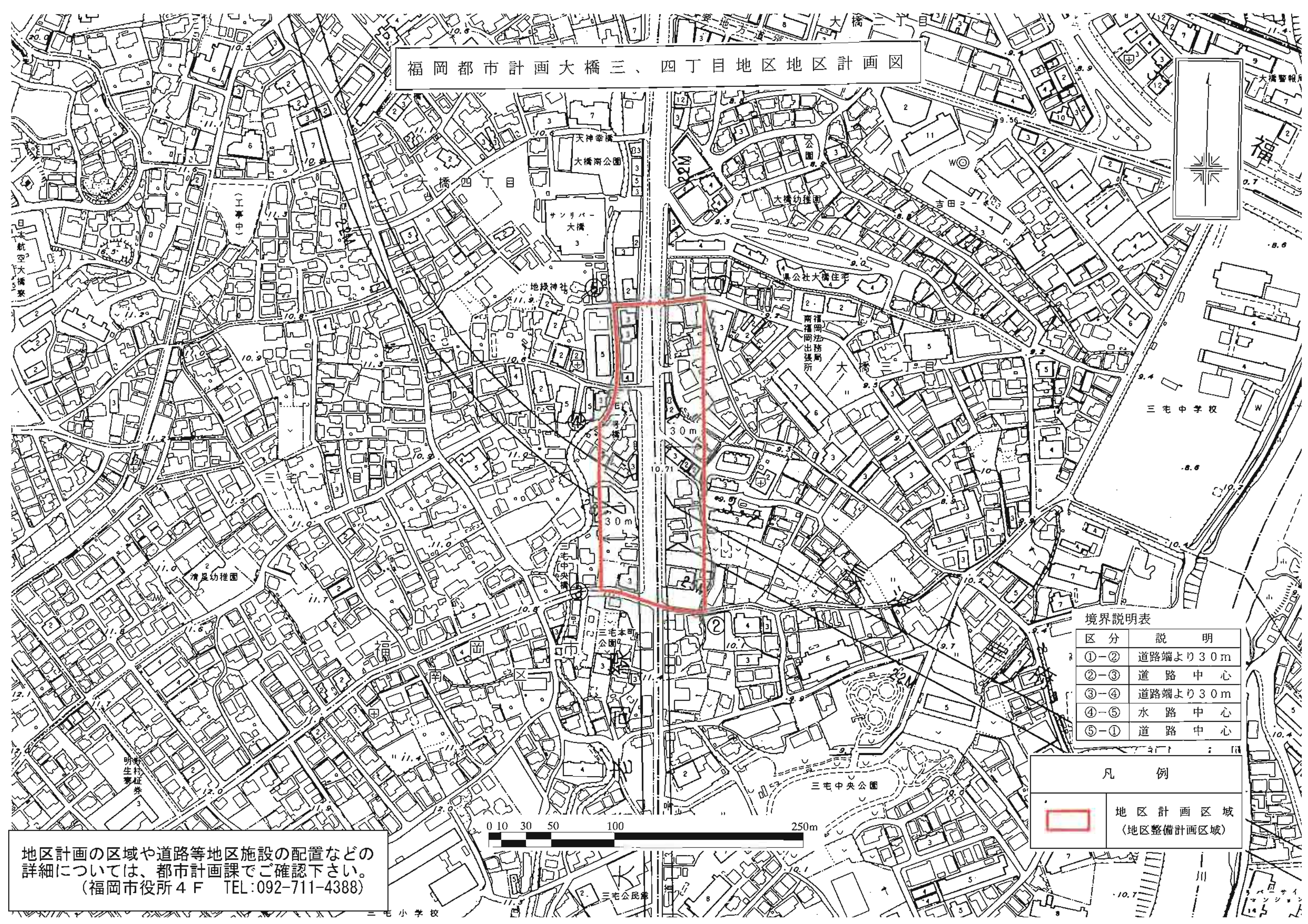
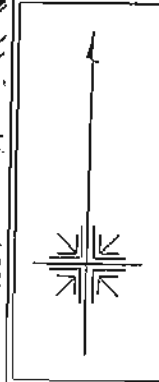
地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p>
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	敷地面積が200㎡未満の建築物にあっては、10分の20とする。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第55号)の施行に伴う所要の改正を行い、本案のとおり変更するものである。


福岡都市計画大橋三、四丁目地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	道路端より30m
②-③	道路中心
③-④	道路端より30m
④-⑤	水路中心
⑤-①	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
---	----------------------

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)